

白岡市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、市及び近隣住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 固定価格買取制度における設備認定を受け、全量売電を主たる目的とする事業用の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 大規模発電施設 定格出力10キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす）をいう。
- (5) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (6) 近隣住民等 大規模発電施設の設置が計画される区域に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続き等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、太陽光発電施設の設置に関する法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続きを行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設の設置に関する法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺的生活環境に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(大規模発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、大規模発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、隣接住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、大規模発電施設の工事に着手する日の30日前までに、白岡市太陽光発電施設計画届出書(以下「届出書」という。)(様式第1号)に計画区域の位置図等を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、白岡市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6 設置者は、大規模発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民等との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- (6) パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じること。
- (7) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (8) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(報告)

第7 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める
2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行し令和 2 年 7 月 2 0 日以後に着工する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第 6 に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第 5 に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。